

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年 4月20日(木) 15時00分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 17名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優				
副会長	2 番	岩倉 節夫				
委 員	3 番	栗田 美博	4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義
	6 番	赤股 誠司			8 番	山口 靖永
	9 番	西岡 登士男	10 番	林 一典		
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士
	18 番	秦 守	19 番	高橋 豊文		

欠席委員 2名

欠席者 7 番 雨霧 弘 11 番 鈴木 勉

農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 道広		
職 員	佐野 崇	岡本 尚士	宇賀 順子

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第5条許可申請の取下げの件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	非農地証明願承認の件
議案第5号	農地改良に係る届出について
議案第6号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第7号	その他

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和5年4月20日)

町 長 (挨拶)

秦委員 (挨拶)

会 長 それではただ今より、4月の定例会を開会します。
本日、 7 番 雨霧 弘委員さん
11 番 鈴木 勉委員さん
より欠席の届出がありますので御報告します。
出席委員は19名中 17名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。
本日の議事録署名人につきましては、9番 西岡委員さん、
10番 林委員さん よろしくお願ひします。
本日の議案につきましては、議案第1号から議案第6号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が 3件あります。御審議よろしくお願ひします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明) (3条申請)

【番号1】 所有権移転(贈与) 1筆
■譲渡人 [] ■譲受人 []
■譲渡人事由 相手方要望 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 造田字 [] 番4 畑 173 m² 1筆 地籍合計 173 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 12330 m²
■自宅から申請地までの通作距離 1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年4月7日
■現地調査実施日
令和5年4月6日
■営農計画書(様式第3号)
スイカ、トマトを作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 200 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 1筆
■譲渡人 [] ■譲受人 []
■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大
■申請地 長尾字 [] 番 田 680 m² 1筆 地籍合計 680 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 12730 m²
■自宅から申請地までの通作距離 0.4 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日
令和5年3月23日
■現地調査実施日

令和5年4月6日

■営農計画書（様式第3号）

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 3 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 長尾字 [REDACTED] 番 田 1928 m²他 3 筆 地籍合計 4958 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 4958 m²

■自宅から申請地までの通作距離 10 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和5年3月23日

■現地調査実施日

令和5年4月6日

■営農計画書（様式第3号）

アスパラガスを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 240 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 長尾字 [REDACTED] 番 3 田 308 m² 1 筆 地籍合計 308 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 308 m²

■自宅から申請地までの通作距離 10 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和5年3月13日

■現地調査実施日

令和5年4月6日

■営農計画書（様式第3号）

アスパラガスを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 240 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 長尾字[]番 2 田 1698 m² 1 筆 地籍合計 1698 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1698 m²
(議案 3、4、5 の合計面積 6964 m²)

■自宅から申請地までの通作距離 10 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和 5 年 3 月 13 日

■現地調査実施日

令和 5 年 4 月 6 日

■営農計画書(様式第 3 号)

アスパラガスを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 240 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 6】 所有権移転(売買) 1 筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 真野字[]番 田 1323 m² 1 筆 地籍合計 1323 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1833 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和 5 年 3 月 30 日

■営農計画書(様式第 3 号)

水稻を作付予定

■現地調査実施日

令和 5 年 4 月 6 日

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 7】 所有権移転(売買) 1 筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模拡大

■申請地 岸上字宇戸 1459 番 畑 354 m² 1 筆 地籍合計 354 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 19884 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.1 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和 5 年 4 月 3 日

■現地調査実施日

令和 5 年 4 月 6 日

■営農計画書(様式第 3 号)

キウイフルーツを作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 8】 所有権移転（贈与） 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 分家独立者への譲渡 ■譲受人事由
■申請地 公文字 番 1 畑 149 m² 1 筆 地籍合計 149 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 149 m²
■自宅から申請地までの通作距離 1 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 5 年 4 月 3 日
■現地調査実施日
令和 5 年 4 月 6 日
■営農計画書（様式第 3 号）
野菜を作付予定
■農作業への従事状況
農作業常時従事日数年間 150 日
■経営農地の状況
耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号 9】 使用貸借による権利の設定 （期間：永年）
■貸人 ■貸人
■借人事由 排水管設置 地中
■申請地 山脇字 番 1 田 267 m²の内 10.39 m²
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日
令和 5 年 4 月 4 日
■現地調査実施日
令和 5 年 4 月 6 日
■経営農地の状況
本農地、周辺農地等の営農に支障なし

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明になります。
番号 1 は雨霧委員欠席により、事務局よりお願いします。

（事務局）（補足説明 3 条-1）
昨日、雨霧委員から 4 月 15 日に現地確認を行い本議案に関しまして問題ない
と連絡を頂きましたので、ご報告致します。

会 長 続きまして、番号 2 から 5 の担当委員 鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員（補足説明 3 条-2 から 5）
番号 2 から説明致します。4 月 15 日に申請人に会い、現地も確認致しました。
この話は ■さんから、イノシシの柵について相談があったそうです。 ■
さんは農地の管理はシルバーに頼んでいます。 ■さんが農地を買えたらイノシ
シの柵がしやすいのと、また農道に面しており利便性があるので話ができたと思
います。
番号 3 ～ 5 までですが、4 月 15 日に番号 3 ～ 5 までの申請地の現地確認を行
いました。また、 ■さんと ■さんとお会いしました。 ■さんは農地の高
さ、 ■さんと同じ一枚でできそうで面積も少ないので、 ■さんが売るので

あれば一緒に売りたいということでもあります。■■■さんは農業する予定もなく売却を決めたということです。

番号3の片山さんは地区外の方で、電話で確認を致しました。職業は美容師で農業することはなく、今回売買の話があったので決めたそうです。この3つの■■■さん、■■■さん、■■■さんは、推進委員の寺嶋さんから聞いて売買に至ったそうです。今回の売買の中に宅地があり、先ほど説明にもありましたように、居宅建築中であります。農地は建築中の周囲にあります。効率のよい農業が可能であろうと思われます。年齢は33歳で若く、一年間農業研修を経験しています。今は、農協の指導を受けアスパラを栽培する予定であります。以上4件のご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号6と7の担当委員 松浦委員さん、よろしくお願いします。

松浦委員 (補足説明3条-6、7)

番号6ですが、4月13日に現地確認をしました。■■■さんとはお会いできず、お兄さんとお会いして現地を確認しました。話は聞いていますということで、■■■さんは高松の方なので電話でお話し、■■■さんの農地は■■■さんの東にあり、この農地へ入るには■■■さんの農地を通らなければならないということで、■■■さんと■■■さんとの間で話がまとまって、■■■さんが買うということになりました。■■■さんはこれから水稻を栽培されるということです。続きまして、番号7ですが、4月14日に■■■さんと現地の畑を確認し、現在はキウイが5、6本植わっている状態でありました。■■■さんは、畑はいらないということで、同じ同業の■■■さんとの間で売買の話があり■■■さんが買うということになりました。■■■さんはこれからキウイを増やしていくということです。

会 長 続きまして、番号8の担当委員 赤股委員さん、よろしくお願いします。

赤股委員 (補足説明3条-8)

4月16日に現地を確認致しまして、■■■さんの父親にお会いしまして、話を聞きしました。特に問題はないと思われますのでよろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号9の担当委員 臼杵委員さん、よろしくお願いします。

臼杵委員 (補足説明3条-9)

4月15日に、連絡を取らして頂いて現地確認に行きました。■■■さんの話では、自宅の北側に面する田んぼですが、そこに息子さんが帰ってこられて、田んぼに家屋の排水が来てるということで、確認させて頂きました。田んぼの両側の方の承諾を得ていますので、問題はないと思われます。また、議案第3号でもできますが、そのために住宅を建てられて、息子さんがこちらで住まわれるということで、話をお聞きしております。問題はないかと思われます。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請の取下げの件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (5 条取下げ説明) (5 条申請取下)
- 番号 1 (車両回転場、駐車場、車両通行路) / 【使用貸借権設定】**
 *申請地：吉野字■■■■番 他 1 筆 地目 田・畑 計 1153 m²
 併せ地：2606.53 m² (宅地)
 *取下げの理由：転用計画の変更
 令和 5 年 2 月 3 日受付の転用申請について、計画の変更により取下げ。取下げ後は変更した計画にて令和 5 年 4 月 5 日に再申請
- 会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、高橋 委員さん、よろしくお願いします。
- 高橋委員 (補足説明 5 条取下げ-1)
 去る 16 日に、■■■■さんとお会い致しまして現地確認をしてきました。面積を少し減らさないといけないということで、再度申請をやり直すということでございます。測量を改めて行い杭は打たれておりました。よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございました。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 2 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (5 条 説明) (5 条申請)
- 番号 1 (分家住宅) / 【使用貸借権設定】**
 *申請地：造田字■■■■番 1 地目 田 291 m²
 併用地：17.05 m² (宅地)
 *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和 5 年 3 月 9 日)

＊農地区分：第1種農地～まんのう町役場琴南支所より南側約600mに位置し、町道沿いにある農地

＊申請目的：分家住宅

～借人は実家近くで住宅を建てるため場所を探したところ、実家の隣接地で父親名義の申請地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

＊登記簿添付：申請地～1筆 併用地～1筆

＊被害防除計画書添付済（調整を了している）

＊申請地：盛土～h0.3m

擁壁～なし

＊排水計画：雨水：最終枳を経て、南側用悪水路へ放流

汚水：合併浄化槽を経て、南側用悪水路へ放流

＊資金調達計画：造成費 〇〇〇 万円、建築費 〇〇〇 万円で合計 〇〇〇 万円となり、資金証明添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

＊隣接農地関係者同意書添付

番号2（車両回転場、駐車場、車両通行路）／【使用貸借権設定】

＊申請地：吉野字 〇〇〇 番1 他1筆 地目 田・畑 計1045 m²

併せ地：2606.53 m²（宅地）

＊農用地区域内農地～農振除外公告日（令和5年3月16日）

＊農地区分：第2種農地～町立満濃南こども園より北側約80mに位置し、県道炭所東琴平線沿いにある併用地隣接農地

＊申請目的：車両回転場、駐車場、車両通行路

～借人は現在、申請地の北側に隣接している工場で製造業等を営む法人です。製品の大型化に伴い大型トラックやトレーラーでの運送が増加し、現在の工場地では大型車両の回転や積み込みができないので、工場前の県道にて積み込みの為、周囲に危険な状態となっている。そこで、工場用地の拡張を計画したところ、隣接地で貸人である母親名義の申請地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。一部申請地がすでに舗装され無断転用状態となっております。

＊登記簿添付：申請地～2筆 併用地～6筆

＊被害防除計画書添付済（調整を了している）

＊申請地：盛土～建設残土 h=0.25m

擁壁～なし

＊排水計画：雨水：自然浸透と自然流下、排水U字溝で北側水路へ放流

汚水：なし

＊資金調達計画：造成費 〇〇〇 万円で合計 〇〇〇 万円となり、資金証明添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

＊無断転用に関する始末書添付

番号3（分家住宅）／【使用貸借権設定】

＊申請地：山脇字 〇〇〇 番3 地目 田 452 m²

併せ地：10.39 m²（田）

＊農地区分：第1種農地～JR黒川駅より南側約1kmに位置する農地

＊申請目的：分家住宅

～借人は子供の成長に伴い現在の住居が手狭となり実家付近で住宅を建てるため場所を探したところ、実家の隣接地で父親名義の申請地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

＊登記簿添付：申請地～1筆 併用地～1筆

＊被害防除計画書添付済（調整を了している）

＊申請地：盛土～h0.2m

擁壁～h0.6m コンクリート擁壁

＊排水計画：雨水：ため桝を設置し北側水路へ放流

汚水：合併浄化槽を設置し北側水路へ放流

＊資金調達計画：造成費 ■■■ 万円、建築費 ■■■ 万円で合計 ■■■ 万円。

資金証明添付

＊確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

＊土地利用計画図添付

＊土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付

＊排水承諾書：地元水利組合押印添付

＊隣接農地関係者同意書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1は雨霧 委員欠席により事務局お願いします。

事務局(岡本) (補足説明 5条-1)
昨日、雨霧委員より連絡を頂きまして4月15日に現地確認をしており、特に問題はないとの報告を受けております。以上です。

会 長 続きまして、番号2の担当委員、高橋 委員さん、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 5条-2)
先ほどの5条の取下げの件で■■■さんとお会いしまして、面積要件で1畝余り減ったということで、別に問題はないと思われます。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3の担当委員、臼杵 委員さん、よろしくお願いします。

臼杵委員 (補足説明 5条-3)
先ほども申しましたが、4月15日に■■■さんにお会いしました。併用地の10.39 m²ですか、北側に水路があるので、住宅に関しては水利組合の同意もありますし、周辺の方にも確認しましたが了解を得ていますということで、ご報告致します。後問題はないと思われますので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 3 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第 4 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (非農地証明 説明) (非農地証明願)
番号 1 (農業用施設 (農道)) / 第 2 種農地
 *申請地: 川東字 [REDACTED] 番 7 地目 田 249 m²
 *農地区分: 第 2 種農地～役場美合出張所より北側約 1 k mに位置する 農地。
 *申請目的: 農業用施設 (農道)
 ～本申請地は、以前は耕作されていましたが、狭小地であった為、隣接農地への通作路として利用されてきました。現況も通作路となっているので、地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。
 *登記簿添付: 申請地～1 筆
 適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
 ※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5)
 耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設 (農道、水路等) の用に供する場合
- 会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、山口 委員さん、よろしくお願いします。
- 山口委員 (補足説明 非-1)
 この土地につきましては、国道と郵便局に貸していた宅地と西側に NTT の電話交換所がありまして、それと東側の個人の住宅に囲まれたところであります。昨晚、説明を頂きまして通作路と農機具の農機具置き場となります。よろしくお願い致します。
- 会 長 ありがとうございました。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 4 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 4 号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

- 会 長 続きまして、議案第 5 号、 農地改良に係る届出の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (農地改良 説明) (農地改良に係る届出書)
番号 1 (農地造成)
*申請地：炭所西字[]番 1 地目 田 3896 m²
*農地区分：第 2 種農地～町立長炭小学校より南西側約 400mに位置する農地
*改良後の地目：畑
*申請目的：農地造成
～本申請地は、1 筆の地番ですが、現況は形の違ういくつかの農地に分かれていた為、盛土により高さを合わせて 1 つの農地とするため。
*登記簿添付：申請地～1 筆
*被害防除計画書添付済（調整を了している）
*申請地：盛土～h 0.1～1m 良質花崗土
*土地利用計画図添付
*土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付
*隣接農地関係者同意書添付
- 会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員、黒木委員さん、よろしくお願いします。
- 黒木委員 (補足説明 農地改良-1)
先日、4 月 14 日の午後に[]さんと現地確認を致しました。隣接地の[]さん、[]さんも同時に確認致しました。この造成工事は、昨年 12 月でほぼ完了しています。昨年の夏ごろに話は聞いており。特に問題はないと思われます。イノシシ対策としてフェンスで周囲を囲むという予定があるようです。よろしくお願いします。
- 会 長 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- 岩倉委員 事務局の方にお聞きします。田んぼを畑にするとすると、畑の定義はどうなのですか。
- 事務局(岡本) 畑の定義は、田んぼになると水路と接していて水が入ってくると水田とみなされるのですが、水路がないと水が入ってこないのが畑地として。
- 岩倉委員 畑地としてみとめられるのですか。
- 事務局(岡本) 田んぼか畑かという地目の判断は、法務局の登記官がされますので。
- 岩倉委員 どうしてかという、中山間の補助をもらうときに田んぼであまり耕作ができないということで、中山間地で畑という定義があってこの勾配がないと補助がもらえない。
- 事務局(岡本) 田んぼと畑では傾斜の基準が違うので。
- 岩倉委員 傾斜はあるのですか。そこら辺りがそれと矛盾しているので。中山間地の補助金をもらうときは、下から測って勾配がないといけないというのに、これは畑

にならないと言われています。中山間地ではどちらがいけるのですか。

事務局(岡本) 中山間地になるのは地目で判断されると思いますので、その時の登記地目が畑か田んぼで判断されると思います。勾配は必要になると思います。その時に畑に変わっていたときに勾配で畑の基準に満たせていないのであれば、そこは中山間地を除けてもらうようになりますし、その分の補助金は返還になると思います。

岩倉委員 畑で勾配が足りないからというのは、少し引っかかるところです。その補助金はないのですね。

事務局(岡本) そうですね。

会 長 黒木委員さん何かありませんか。

黒木委員 特にありませんが、現地を最初の田んぼの時から見ております。先ほど言われたように、6枚ぐらいが一か所にあります。

岩倉委員 中山間の補助はもらいたいのですが、要件が合わない補助がもらえない。

黒木委員 おそらく中山間には入っていると思います。

会 長 他に何かありませんか。

会 長 ないようですので、採決をします。議案第5号について、原案のとおり受理することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第5号の件につきまして、原案のとおり、受理することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第6号、農用地利用集積計画^{しもん}諮問の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀) (利用権設定 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第6号について原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第6号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第7号その他の件に移りたいと思います。その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(宇賀) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の1番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の2番、経営改善計画認定申請書等の審査について、事務局の説明を求めます。

事務局(壽野) (認定農業者 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の2番について、承認されました。ありがとうございました。

岩倉委員 はい。

会 長 岩倉副会長

岩倉委員 私と会長の方から話があったのですが、会長が議長ということで私の方から話をさせていただきます。新しい認定者に対しては、農業委員さんが立ち会うのですが、再認定につきましては農業委員さんも忙しいのでいいので立ち合いはないかと思います。問題がある方は、事務局の方として農業委員さんに面談に来ていただくと、再認定に関して立ち合いはいいのではないかと話がありました。

会 長 皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

会 長 異議なしということで、それでやってみますか。

会 長 続きまして、その他の３番、農用地利用計画の変更についての件を議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局(伊勢谷) (農用地利用計画の変更について 説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の３番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の３番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(岡本) (来月日時等説明)

５月の予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請	５月 ２日(火)	締め切り
定例会	５月 ２２日(月)	午前９時３０分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。